

上下水道料金の減免措置について

この度、台風2号の影響による豪雨により罹災されましたことを心からお見舞い申し上げます。

さて、浸水被害によって、家屋の清掃に水道水を使用していることと存じます。このため、上下水道料金が通常より高くなることが予測されます。この度の被害規模を考慮し、下記のとおり上下水道料金の減免をすることとしましたので、お知らせします。

記

減免対象者	台風2号の影響による豪雨により床上、床下の浸水被害があり、家屋の清掃に水道水を使用した方（個人、企業を問わない）。 ※清掃家屋にある水道が対象となります。
減免の対象使用月	令和5年6月の上下水道使用分
減免の際に必要なもの	①水道事業納付金減免申請書(様式第15号) ②罹災証明書の写し ③認め印（印鑑を紛失された場合は拇印可）
書類等の提出先 (問い合わせ先)	かつらぎ町大字佐野1332-2 かつらぎ町 上下水道課 電 話：(0736) 22-6566 FAX：(0736) 22-3945 営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
注意事項	①「水道事業納付金減免申請書」と「罹災証明書の写し」の提出が必要となります。 ②通常より使用水量が多いと認めた場合に限り、その差額分を減免します。 ③使用水量が基本水量以下の分は、減免できません。 (例1：用途が家庭用A…使用水量が10m ³ 以下の分) (例2：用途が家庭用B…使用水量が5m ³ 以下の分) ④既にお支払いいただいた料金につきましては、後日、差額を還付いたします。 ⑤公共下水道を使用されている箇所では水道料金が減免された場合、下水道使用料も併せて減免されます。